

特集号まえがき

『人文学報』本号は、共同研究「領事館警察の研究」の特集号として編集した。領事館警察の存在は広く知られているとはいえないので、簡単に説明しておきたいと思う。

領事館警察（または外務省警察）とは、戦前の日本が朝鮮（1896～1910年は大韓帝国）や中国（東北地方＝「満洲」を含む）およびタイ（暹羅（シャム））の領事館に置いていた警察のことである。日本がこれらの国と結んだ条約（日朝修好条規、日清通商航海条約、日暹修好通商航海条約）では、居留地における日本の治外法権が認められていたが、日本政府は治外法権（領事裁判権）を行使し在留日本人を保護・取り締まるためには領事による警察権が必要であるとして、条約に規定されていない領事館警察を設置した。

領事館警察の業務は、情報収集にとどまらず、行政警察、司法警察などの業務も行ない、居留地の治安、衛生、営業取り締まりなど幅広い権限を行使した。

外務省本省には領事館の警察業務を担当する部門があり、また1920年代には満洲地方の中で朝鮮人住民が多い間島に「間島警察部」、1930年代には中国に「北支警察部」「中支警察部」を設置し、各地の領事館警察を統轄するとともに特高警察の機能を強化した。これら外務省系警察機関を総称して「外務省警察」と呼ぶが、本特集では主に出先機関を指す「領事館警察」の名称を使用することとした。

領事館警察が保護・取り締まりの対象としたのは、「帝国臣民」であり、そこには台湾人、朝鮮人も含まれることになった。とりわけ1910年代以降（「韓国併合」以降）の時期、領事館警察の重要な任務は在外朝鮮人・台湾人の取り締まり、独立運動の抑圧であったといって過言ではない。

韓国に置かれていた領事館警察は、1906年の第二次日韓協約（「保護条約」）によって日本が韓国の外交権を掌握することになったため、統監府・理事庁の警察に改編されたが、他方で中国在住朝鮮人の保護・取り締まりを日本の領事館警察が行なうようになった。こうして領事館警察は植民地支配の維持を重要な任務とする機関として存在したのである。それを端的に示しているのが、満洲、とりわけ朝鮮人住民が多い間島における領事館警察の増殖である。

一方で、中国においては、1920年代以降の革命運動の高揚、権益回収運動の展開の中で、日本の領事館警察は日本の権益を維持・拡大する役割を果たし、それが日中対立の一因とも

なった。1930年代に中国に対する軍事的進出を補う形で領事館警察も拡大を続け、日本による中国支配の一翼をになうこととなった。

領事館警察は、満洲国では1937年の治外法権撤廃により満洲国警察に吸収され、中国（汪兆銘らによる中華民国）では1943年にやはり治外法権撤廃に伴い「大東亜警察」に名前を変えたが、いずれも実質的には領事館警察を引き継ぐものであった。日本敗戦後、各地の在外公館が連合国に接収され、また大東亜省が廃止されると、大東亜警察も解体されるに至った。

以上のように、領事館警察は戦前日本の朝鮮・中国との関係において大きな位置を占める機関として存在していたが、それに関する研究がほとんどなされていなかったため、人文科学研究所共同研究班の1つとして日本史・朝鮮史・中国史および国際関係史を専門とする研究者が参加する共同研究班を組織した。共同研究班は、2002年度から2005年度まで行なった。当初、領事館警察の歴史を全体的に見渡せるような報告書の作成を考えていたが、同様の問題意識から領事館警察（外務省警察）の歴史を描いた下記の研究書が発行されたため、領事館警察に関わる個別テーマを深める報告論文集とすることにした。

荻野富士夫『外務省警察史——在留民保護取締と特高警察機能——』（校倉書房、2005年）

Erik Esselstrom, *Crossing Empire's Edge: Foreign Ministry Police and Japanese Expansionism in North Asia*. Honolulu, University of Hawai'i Press, 2009.

報告論文集の発行が大幅に遅れたのは、編者が研究所所長を務めるなどのことがあったためでもあるが、何よりも編者の怠慢によるものである。早くに論文を執筆していただいた方々にお詫びしなければならない。

本特集号には、領事館警察の歴史、さらには近代日本と朝鮮・中国との関係を考える上で重要な問題を扱った論文が収録されている。多くの方々の叱正を請う次第である。

（水野直樹）